

R2.4.9 現在

R2.5.1 現在

R2.5.18 現在

(下線部が変更点)

## 1. 経緯

4月7日国から緊急事態宣言が発せられて以降、兵庫県・伊丹市から示された対処方針等は、5月4日に措置期間が5月31日まで延長されたところですが、5月14日に国は特定警戒都道府県8都道府県を除く39県で対象地域から解除し、兵庫県においては5月16日から施設の使用制限等を緩和しました。

伊丹市社会福祉事業団では、措置の一部解除を受けて感染症対策本部会議を開催し、以下の通り決定をしました。

## 2. 会議の概要

### ①日時等

令和2年5月18日（月）13時30分から15時

### ②メンバー

理事長、常務理事兼法人事務局長、法人経営本部長、法人事業本部長及び総務課長

### ③決定事項（取組みは継続）

国の緊急事態宣言を受け、兵庫県の緊急事態措置として示された対処方針では、高齢者施設、障害者施設等に対して次の通り要請

- 高齢者、障害者など特に支援が必要な方々の居住や支援に係るすべての関係施設について、**感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業の継続を要請**
- 通所・短期入所事業所サービス利用者については、家庭での対応が可能な場合などは、可能な限り利用の自粛を要請
- 通所・短期入所事業所において必要な場合には、代替サービスである訪問系サービスの利用を要請し、その提供が円滑に行われるよう事業所間の連携強化を要請
- 面会者からの感染を防ぐため、面会は緊急の場合を除き、中止すべきことを要請

### 【**県・市の方針を踏まえた事業団の対応**】

- 通所・短期入所サービスの一部の利用者については、家庭での対応が可能な場合などに限り、利用の自粛を要請しつつ、介護保険事業所、障害福祉事業所については、ご利用者及びご家族の生活を維持する観点から、**感染防止対策を厳重に徹底した上で、事業を継続することを基本とする。**
- 利用を自粛した利用者に対しては、居宅介護支援事業所とも連携し、必要に応じて訪問介護の利用等につなげるとともに、在宅での健康状態の把握に努める。

### 【**その他の対応**】

- 事業所毎に別添の「対応の概要」を参考に事業継続計画を策定すること。
- ICTを活用した働き方改革に向けた取り組みを加速する。
- 5月21日予定の国の対応変更に基づき、再度協議する。

### ④対応の期間

令和2年5月31日まで

以上